

鹿児島市長 殿

### 施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和4年12月～令和5年1月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。  
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、鹿児島市内に居住していることを鹿児島市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを鹿児島市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を鹿児島市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を鹿児島市が確認すること。

保護者（請求者）の氏名は、保護者本人が記載してください。  
 自筆でない場合は、押印が必要です。

#### 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	カゴシマ タロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	19XX	年	XX	月	XX	日
氏名	鹿児島 太郎			現住所	鹿児島市〇〇町△-□					
	※自署又は記名押印			電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					

※請求者と口座名義が異なる場合は委任状が必要です。

#### 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

フリガナ	カゴシマ ハナコ	生年月日	20XX	年	XX	月	XX	日
氏名	鹿児島 花子	利用期間の 住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記現住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記現住所と異なる					
※世帯内の申請対象者ごとに申請してください。								

#### 3. 償還払いの振込先（該当箇所にしを記入してください。）

- 請求者の公金受取口座を利用する（利用する場合は、口座情報の※番号が確認できるよう、個人番号カード、通知カード、個人番号カード※公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから

個人番号									

#### 【公金受取口座を利用する場合】

- ・保護者（請求者）の個人番号を記入してください。
- ・①～③のうち、いずれかが必要です。
  - ①個人番号カード
  - ②通知カード+顔写真付本人確認書類
  - ③個人番号が記載された住民票の写し

#### ■ 振込口座を指定する(※1)

金融機関名		預金種目		■ 普通		□ 当座					
〇〇	銀行・信用金庫	〇〇	支店								
	農協・信用組合		出張所								
口座番号											
口座名義(カタカナ)				カゴシマ タロウ							

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、振込口座が確認できるような通帳の写し等を添付してください。

#### 【振込口座を指定する場合】

- ・振込口座を記入してください。
- ・通帳の写し等（支店名や口座番号等がわかるもの）が必要です。
- ・口座名義と保護者（請求者）が異なる場合は、委任状が必要です。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業（複数記入可）

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ	△△ホイクエン	所在地	〒	〇〇〇-〇〇〇〇				
	施設名	△△保育園		〇〇町△△番地□□	電話:	〇〇〇-〇〇〇〇			
契約している利用料※2		■ 月額	30,000	円	□ 日額	円	□ 時間額	円	
②	フリガナ	□□ヨウチエン	所在地	〒	〇〇〇-〇〇〇〇				
	施設名	□□幼稚園		〇〇町△△番□□号	電話:	〇〇〇-〇〇〇〇			
契約している利用料※2		□ 月額		円	■ 日額	10,000	円	□ 時間額	円
③	フリガナ		所在地	〒					
	施設名				電話:				
契約している利用料※2		□ 月額		円	□ 日額		円	□ 時間額	円

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※5	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和4年12月	30,000 円	10,000 円	40,000 円	37,000 円	37,000 円
令和5年1月	30,000 円		30,000 円	37,000 円	30,000 円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					

**【新2号認定】**  
・月額37,000円が償還払いの上限金額となります。

**【新3号認定】**  
・月額42,000円が償還払いの上限金額となります。

※認定を受けていない期間は、償還払いの対象外となります。

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）をすべて添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。  
・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数  
・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

市記載欄					
法第30条の4の認定種別	□ 新2号 □ 新3号	認定番号			
法第19条第1項の認定種別	□ 2号 □ 3号	認定期間	年 月 日	～	年 月 日